

意見書案第7号

平成27年12月10日提出

都市企業委員会

副委員長 白石 勇 二

平成27年12月17日 原案可決

水道施設の耐震化に対する国の財政支援の充実を求める意見書について

水道施設の耐震化に対する国の財政支援の充実を求める意見書を次のとおり提出する。

#### 記

水道施設の耐震化に対する国の財政支援の充実を求める意見書

水道は、市民生活や都市活動に欠かせない重要なライフラインの一つであり、国においても、国土強靱化アクションプラン2014の中で、平成34年度末までに基幹管路の耐震適合率50%以上を掲げているように、地震などの災害に備えた水道施設の耐震化は、喫緊に取り組みなければならない重要課題であるものの、基幹管路の耐震化には巨額の資金が必要であり、国の積極的な財政支援なくして国が掲げる目標の達成は困難である。

しかるに耐震化を図るための国庫補助である「水道水源開発等施設整備費（ライフライン機能強化事業費）」は、『有収水量1立方メートル当たりの資本単価が90円以上』という補助採択要件を設定しており、また、平成27年度から創設されることとなった「生活基盤施設耐震化等交付金」制度も国庫補助と同じ資本単価を交付金採択基準に設定しているため、長年にわたり施設の効率的な整備と借入金の抑制という経営努力を行ってきた水道事業者にとっては、要件を満たさず、耐震化が進まない要因となっている。

国は地方創生を掲げ、自治体の創意工夫と競争により地域活性化と自立を促すとともに、財源については、頑張りが報われるという視点から地方交付税制度の仕組みが一部改善されたと認識しているが、国庫補助等の財政支援制度については、地理的な条件など経営努力だけではいかんともしがたい自治体も経営努力が不十分な自治体も、採択基準さえ満たせば同じように活用できるという点で、経営努力のインセンティブが働く制度とはなっていない。

ライフラインとしての水道施設の重要性を鑑みれば、国庫補助等の財政支援制度についても、地方交付税制度と同様、地域の課題は、地域の実情に応じて地域の責任と創意による対策が講じられること、すなわち経営努力が報われるという視点を盛り込むことが、地方創生の理念に沿った形で耐震化を一層推進することにつながるものである。

よって本市議会は、国に対し、水道施設の耐震化を推進するために、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

#### 記

- 1 国庫補助金及び交付金の採択要件のうち資本単価基準を撤廃または緩和し、十分な財源措置を講じること。
- 2 真に地域の実状に応じ自主性・主体性を十分発揮できる制度とするため、アセットマネジメントに基づき資本費の抑制に努めている水道事業者など、経営努力のインセンティブが働く制度になるよう改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
総 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣